

内容見本 (B5判縮小)

ケーススタディ(第5章以外)：判断に迷いや事例や、誤りやすい事例を設定し、解説しています。

第4章 消費税額の計算

ケーススタディ

◆課税売上割合の端数処理

ケース

課税期間の課税売上高は5億円以下ですが、課税期間の課税売上割合を計算したところ、94.99...%になりました。小数点以下を四捨五入すると95%となりますので、課税仕入れ等の税額の全額を控除することができますか。

個別対応方式又は一括比例配分方式の計算において用いる課税売上割合は、四捨五入することは認められません。

したがって、課税売上割合は95%未満となり、課税仕入れ等の税額の全額を控除することはできませんので、個別対応方式か一括比例配分方式のいずれかの方法によって仕入控除税額の計算を行わなければなりません。

個別対応方式又は一括比例配分方式の計算において用いる課税売上割合については、原則として端数処理は行わないことになっていますが、任意の位以下の端数を切り捨てた数値によって計算しても差し支えないこととされています(基通11-5-6)。しかし、端数を四捨五入したり、切り上げたりすることは認められません。したがって、計算結果が94.99...%の場合には、課税売上割合が100分の95に満たないこととなりますので、個別対応方式か一括比例配分方式のいずれかの方法によって仕入控除税額の計算を行うことになります。

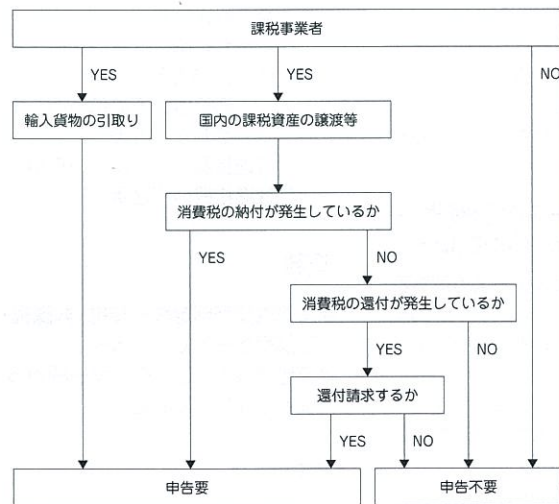
判断の過程や業務の流れ等を、フローチャート：フローチャート、図表で示しています。

第6章 消費税の申告・納付

第1節 確定申告

～期限の延長は認められない～

<フローチャート>



★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

ケーススタディ(第5章)：消費税額の具体的な計算方法を丁寧に解説しています。

第5章 消費税額の計算事例

ケーススタディ

◆税率の改正日をまたぐ課税期間の消費税計算

ケース

今期は消費税率の改正日をまたぐ課税期間のため、8%と10%の取引が混在します。税率ごとに取引を区分して経理していますが、どのように消費税の申告書を作成すればよいでしょうか。なお、当社は、一般課税方式により消費税額を計算しています。

消費税申告書付表1-1、1-2、2-1、2-2を使って消費税額を計算します。

<計算事例>

A 資料

(ア) 会社の情報

- ① 商号：すぐわかる商事株式会社
- ② 本店：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
- ③ 資本金：10,000,000円
- ④ 事業年度：平成30年11月1日～平成31年10月31日
- ⑤ 業種：衣料品販売業
- (イ) 消費税に関する情報

実務上知っておくべき基本的な概念や項目・Q & A：制度などを掲げた上で、生じやすい疑問をQ & Aで解説しています。

第6章 消費税の申告・納付

○確定申告の期限

課税事業者は、課税期間の末日の翌日から一定の期限までに、所定の事項を記載した消費税及び地方消費税の確定申告書を納税地の所轄税務署長に対して提出するとともに、その申告に係る消費税額と地方消費税額を併せて納付することになります(法45①、地法72の88・附則9の5)。

Q & A

Q 課税期間が事業年度と同じ場合、確定申告と納税はどうなるか？

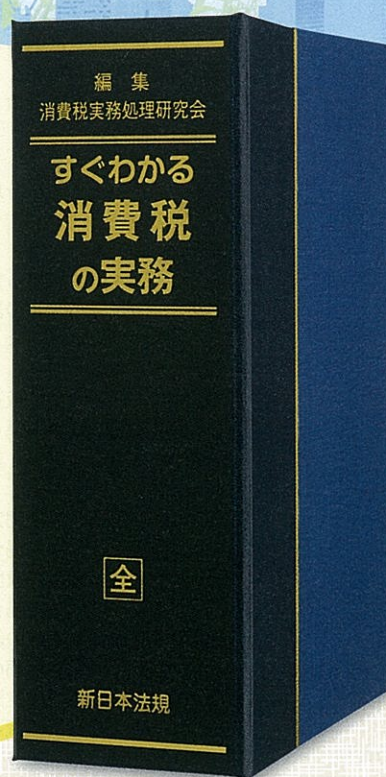
A 事業年度の終了の日の翌日から2か月以内に、納税地を所轄する税務署長に消費税の確定申告書を提出するとともに、その税金を納付しなければなりません。

原則として、確定申告期限は、課税期間の末日の翌日から2か月以内です(法45①)。また、納付期限も申告期限と同様の2か月以内です(法49)。課税期間が事業年度と同じ場合、確定申告期限・納付期限は、事業年度の翌日から2か月以内となります。課税期間の特例の場合は、後掲「Q 課税期間の特例とはどのようなことか？」を参照してください。

すぐわかる 消費税の実務

編集 消費税実務処理研究会

代表 田中 義幸 (公認会計士・税理士)



消費税の疑問が「すぐ引けて、すぐわかる」!!

- ◆課否判定や税額計算など、複雑な消費税の実務について、フローチャートやQ & Aを用いて簡潔に解説しています。
- ◆ケーススタディでは、誤りやすい事例を数多く取り上げ、その取扱いを端的に示しています。
- ◆税率の10%への引上げと経過措置や、軽減税率に対応した最新の内容です。

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,198頁
定価14,300円(本体13,000円) 送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許 第3400925号)

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.7)655-1④

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 はじめに～消費税の性格と仕組み～

- フローチャート：消費税の性格と仕組み
 - 第1節 消費税の基本～消費税は誰が負担し、誰が納付するか～
 - 消費税の基本的な性格
 - 第2節 課税期間と基準期間～基準期間によって課税期間の課税が決まる～
 - 課税期間
 - 課税期間の特例
 - 基準期間
 - 第3節 消費税法改正の経緯～消費税は平成の歴史とともに～
 - これまでの主な改正点

第2章 納税義務者の判定～消費税の申告が必要かどうか～

- フローチャート：納税義務者の判定
 - 第1節 納税義務者～消費税の申告が必要なもの～
 - 納税義務者
 - 納税地
 - 第2節 納税義務の免除～消費税の申告が免除される者～
 - 基準期間と特定期間
 - 納税義務の免除
 - 特定期間の給与等支払額
 - 新設法人の判定
 - 第3節 課税事業者の選択～消費税の申告を選択する者～
 - 課税事業者の選択
 - 第4節 免税制度の適用制限～免税制度が制限される3つの場合～
 - 課税を選択した事業者が調整対象固定資産を取得した場合
 - 資本金1,000万円以上等の新設法人に対する適用制限
 - 事業者が高額特定資産の取得等をした場合

第3章 課税取引の判定～消費税がかかる取引、かからない取引～

- フローチャート：課税取引の判定
 - 第1節 資産の譲渡等に係る課税の対象～消費税がかかる取引～
 - 国内取引の判定
 - 事業及び事業者の判定
 - 対価を得て行うものの判定
 - 資産の譲渡等
 - 資産の譲渡等に含まれるもの
 - 資産の譲渡とみなされるもの
 - 第2節 国境を越えた役務の提供～リバースチャージ方式とは～
 - インターネット等を通じた電子商

- 取引
 - 特定役務の提供
 - 特定課税仕入れ
- 第3節 非課税取引～消費税が非課税となる取引～
 - 消費税の非課税取引
 - 土地の譲渡及び貸付
 - 有価証券等及び支払手段の譲渡
 - 利子、保証料及び保険料等
 - 郵便切手類、印紙及び証紙、物品切手等の譲渡
 - 国等の手数料等
 - 外国為替業務
 - その他の非課税取引
- 第4節 輸出免税取引～消費税が免税になる取引～
 - 消費税の輸出免税取引
 - 輸出取引等の免税
 - 租税特別措置法の免税
 - 免税店の取引
- 第5節 輸入取引～外国貨物の取引に係る消費税～
 - 輸入取引

第4章 消費税額の計算～消費税はどのように計算するか～

- フローチャート：消費税額の計算
 - 第1節 消費税額の計算の基本～基本的な計算の仕組み～
 - 消費税額の計算の基本
 - 簡易課税の計算方式
 - 第2節 課税標準額に対する消費税額～課税標準にかかる消費税とは～
 - 第1 資産の譲渡等の時期～消費税の課税取引はいつ生じるか～
 - 譲渡等の時期の原則
 - 棚卸資産の譲渡の時期
 - 請負による資産の譲渡の時期
 - 固定資産の譲渡の時期
 - 有価証券の譲渡の時期
 - 利子、使用料等を対価とする資産の譲渡の時期
 - その他の資産の譲渡の時期
 - リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例
 - 工事請負に係る資産の譲渡等の時期の特例
 - 小規模事業者に係る資産の譲渡の時期
 - 第2 課税標準～消費税の課税標準を求める～
 - 課税標準の原則
 - 課税標準の特例
 - 特定課税仕入れに係る課税標準
 - 第3 税率～課税標準にかかる税率～
 - 税率
 - 軽減税率制度
 - 第4 課税標準に対する消費税額～まず計算の出発点になる税額～
 - 税額計算の原則

- 税額計算の特例
- 第5 軽減税率対象品目～税率が軽減される品目は～
 - 軽減税率対象品目
- 第6 中小事業者の特例～売上税率を仮定する中小企業特例～
 - 中小事業者の税額計算の特例
- 第3節 税額控除等～消費税額から控除する税額～
 - 第1 仕入税額控除制度～課税仕入れ等に係る消費税額を控除する制度～
 - 仕入税額控除制度
 - 第2 課税仕入れ～仕入控除税額のものとなる金額～
 - 課税仕入れの範囲
 - 課税仕入れとなる役務の提供
 - 課税仕入れの時期
 - リース資産の課税仕入れの時期
 - 第3 課税仕入れ等の税額の計算～仕入税額控除をどう計算するか～
 - 仕入控除税額の計算方法
 - 全額控除できる場合
 - 全額控除できない場合
 - 個別対応方式
 - 一括比例配分方式
 - 第4 課税売上割合～分母と分子の留意点～
 - 課税売上割合
 - 課税売上割合に準ずる割合
 - 第5 仕入税額控除等の調整～仕入税額控除にはどのような調整項目があるか～
 - 仕入れに係る対価の返還等
 - 調整対象固定資産に係る税額の調整
 - 課税売上割合が著しく変動したときの調整
 - 課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合
 - 非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合
 - 棚卸資産に係る税額の調整
 - 第6 売上げに係る対価の返還等～返還品等は税額から控除する～
 - 売上げに係る対価の返還等を受けた場合の税額控除
 - 対価の返還等を行った時期
 - 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の税額控除
 - 第7 貸倒れに係る税額控除等～貸倒れをどう処理するか～
 - 貸倒れに係る消費税額の控除等
 - 貸倒債権を回収した場合
 - 第4節 簡易課税制度～簡単にみなし仕入率で控除する仕組み～
 - 第1 簡易課税制度の選択～中小事業者の仕入税額控除の特例～
 - 簡易課税制度が選択できる場合
 - 簡易課税制度の選択制限
 - 第2 みなし仕入率～6段階の概算控

- 除率～
 - みなし仕入率の適用
 - みなし仕入率の特例
 - 事業の区分をしていない場合の特例
- 第3 事業区分～どの区分が適用されるか～
 - 事業区分の判定
 - 事業の区分記載の方法

第5章 消費税額の計算事例～具体的な計算はどうか～

- フローチャート：消費税額の計算事例
 - 消費税の引上げに伴う区分
 - 軽減税率対象取引の区分経理
 - 課税売上割合が95%未満の場合（用途区分なし）
 - 課税売上割合が95%未満の場合（用途区分あり）
 - 課税売上高が5億円を超える場合（用途区分なし）
 - 課税売上高が5億円を超える場合（用途区分あり）
 - 簡易課税方式による計算（単一事業の場合）
 - 簡易課税方式による計算（複数事業の場合）
 - 売上税額の計算の特例（簡易課税方式）
 - 売上税額の計算の特例（一般課税方式）
 - 仕入税額の計算の特例（一般課税方式）

第6章 消費税の申告・納付～いつまでに申告するか～

- フローチャート：消費税の申告・納付
 - 第1節 確定申告～期限の延長は認められない～
 - 確定申告の期限
 - 確定申告書の様式
 - 第2節 中間申告～回数は年1回から、年3回、年11回まで～
 - 中間申告の期限
 - 中間申告の方法
 - 任意の中間申告
 - 第3節 還付申告～控除税額があって還付金が生じるとき～
 - 還付申告書の添付書類・申告期限
 - 第4節 修正申告～申告を修正するとき～
 - 修正申告
 - 更正の請求
 - 第5節 地方消費税の申告・納付～当分の間、消費税と併せて申告・納付～
 - 地方消費税の申告・納付

第7章 消費税の届出等～いつまでに届出するか～

- フローチャート：消費税の届出等

- 第1節 届出義務がある届出書～1,000万円を超えたら届出～
 - 課税事業者になったとき
 - 課税事業者でなくなったとき
- 第2節 任意に選択する場合の届出書・申請書～届出・申請によって適用が変わる～
 - 課税事業者を選択するとき
 - 課税事業者の選択をやめるとき
 - 簡易課税を選択するとき
 - 簡易課税の選択をやめるとき
 - 課税期間の特例を選択するとき
 - 課税期間の特例の選択をやめるとき
 - 任意の中間申告をするとき
 - 任意の中間申告書の提出をやめようとするとき
 - 課税売上割合に準ずる割合の承認を受けるとき
 - 課税売上割合に準ずる割合の選択をやめるとき

第8章 経理処理・帳簿書類等～求められる経理処理と帳簿～

- フローチャート：経理処理・帳簿書類
 - 第1節 消費税の経理処理～税込処理と税抜処理～
 - 税込経理方式と税抜経理方式
 - 控除対象外消費税等の処理
 - 第2節 消費税と印紙税～記載金額に消費税等を含めるかどうか～
 - 消費税等と印紙税の処理
 - 第3節 仕入税額控除のための帳簿と請求書等～2段階で変わる仕組み～
 - 請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式、適格請求書等保存方式
 - 第4節 適格請求書等保存方式への準備と対応～本格的なインボイス方式へ～
 - 適格請求書等保存方式
 - 第5節 収益認識基準と消費税～適用した場合の取扱い～
 - 「収益認識に関する会計基準」の導入と消費税

第9章 特殊なケースの消費税～消費税の特別の取扱い～

- フローチャート：特殊なケースの消費税
 - 第1節 仕入税額控除等の特例～補助金や寄附金が多い法人に対して～
 - 特例の対象となる法人
 - 特定収入についての計算の特例
 - 第2節 信託税制～信託では誰が納税義務者になるか～
 - 信託財産に係る資産の譲渡等

第10章 消費税の表示～総額で表示すること～

- フローチャート：消費税の表示
 - 第1節 総額表示の義務～税込価格表示

- の義務付け～
 - 総額表示の方法と対象
 - 総額表示義務の緩和
- 第2節 消費税に関する表示～消費税をどう表示するか～
 - 「消費税還元セール」等の表示の禁止

第11章 税率引上げに伴う経過措置～どんな措置があるか～

- フローチャート：税率引上げに伴う経過措置
 - 第1節 経過措置の適用を受ける取引～旧税率が適用されるもの～
 - 旅客運賃等の経過措置
 - 電気料金等の経過措置
 - 請負工事等の経過措置
 - (1)請負契約の適用対象と適用要件
 - (2)建物の譲渡契約
 - (3)工事の対価等に増額があった場合の取扱い
 - (4)購入者の取扱い
 - 資産の貸付けの経過措置
 - 指定役務の提供の経過措置
 - 予約販売に係る書籍等の経過措置
 - 特定新聞の経過措置
 - 通信販売の経過措置
 - 有料老人ホームの経過措置
 - 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等の経過措置
 - 小規模事業者に係る特例を受ける場合の経過措置
 - 仕入れに係る対価の返還等に関する経過措置
 - 納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産の経過措置
 - 売上げに係る対価の返還等をした場合の経過措置
 - 貸倒れに関する経過措置
 - 第2節 経過措置の適用がない取引・経過措置の不適用～旧税率が適用されないもの～
 - 経過措置の適用がない取引
 - 経過措置の不適用

資料

- 消費税課否判定表～課税・非課税・免税・不課税が一目でわかる～
- 簡易課税事業者区分表～第一種から第六種までを具体的に判定～

索引

- 事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください